

## 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について(株式会社銀しゃり)

農林水産省は、株式会社銀しゃり(法人番号:9010001041026)から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の概要

株式会社銀しゃりは、販売先からの多様な製品ニーズに対応できる製造ラインへの再編及び製造部門の機械化などによる、生産性の向上及び商品の高付加価値化によって、製造量及び販売量の拡大を目指します。

### 2. 事業再編計画の認定

株式会社銀しゃりから提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資及び設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

#### (参考) 農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

### 3. 事業再編計画の実施期間

開始時期:平成30年10月~終了時期:平成35年3月

### 4. 申請者の概要

名称:株式会社銀しゃり  
資本金:4,000万円  
代表者:代表取締役 齋藤壽保  
本社所在地:東京都千代田区五番町6番地2

#### <添付資料>

[株式会社銀しゃりの事業再編計画の概要\(PDF:136KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF:97KB\)](#)

**【お問合せ先】**

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室

担当者：田口、吉田

代表：03-3502-8111（内線4779）

ダイヤルイン：03-6744-1392

FAX：03-6744-2523

## 株式会社銀しゃりの事業再編計画の概要

米飯及び米飯加工品を製造、販売する株式会社銀しゃりは、販売先からの多様な製品ニーズに対応できる製造ラインへの再編とともに、製造部門の機械化などにより、生産性の向上及び商品の高付加価値化を目指します。これにより、生産者の販売機会の拡大、経営安定・発展につなげることを目指します。

### 【事業再編の概要】

#### 府中工場

- ・設備の一部廃棄
- ・製造ラインの再整備

〔米飯の主要品目大ロット生産に特化〕

- ・多品目製造を移管
- ・米飯加工品製造部門を移管し機械化

#### 相模原工場(新設)

- ・製造ラインの機械化

〔米飯加工品の多品目大ロット生産に特化〕

#### 【事業構造の変更】

- ・設備の相当程度の廃棄

#### 【事業方式の変更】

- ・府中工場のシステムを再整備し、府中工場と相模原工場の製造品目を工場ごとに専門化  
→ 製造体制の効率化による生産性向上
- ・米飯加工品製造部門の機械化  
→ 消費期限の延長などの高付加価値化及び作業工程の自動化による生産性向上

#### 【支援措置】

- ・(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)からの出資
- ・税制特例(設備投資に係る割増償却)

### 事業再編計画の主な内容

#### 【農産物流通等の合理化】

府中工場のシステムを再整備し、工場ごとに製造品目を専門化することによる製造体制の効率化及び新設する工場における米飯加工品製造の機械化などによって、生産性の向上及び商品の高付加価値化を図ることで、原料の国産米調達量を1.6倍に増加させるとともに、生産者との直接取引による調達量を0トンから900トンに増加させることにより、生産者の販売機会の拡大、経営安定・発展に寄与。

【生産性の向上】従業員一人当たり付加価値額を20%向上

【計画の実施時期】平成30年10月～平成35年3月

【労務に関する事項】事業再編に伴う従業員の解雇等はない

## 様式第四（第6条関係）

### 認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日  
平成30年10月23日
2. 認定事業再編事業者名  
株式会社銀しゃり
3. 認定事業再編計画の目標
  - (1) 事業再編に係る事業の目標  
販売先からの多様な製品ニーズに対応できる製造ラインへの再編及び製造部門の機械化などによる、生産性の向上及び商品の高付加価値化によって、製造量及び販売量の拡大を目指す。
  - (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
    - ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標  
商品製造量を平成29年度の3,900トンから平成34年度には6,200トンへ1.6倍に増加させる。これに伴い、国産米の調達量を平成29年度の1,930トンから平成34年度には3,100トンへ1.6倍に増加させるとともに、生産者との直接取引による調達量を平成29年度の0トンから平成34年度には900トンへ増加させることにより、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与する。
    - ② 生産性の向上を示す数値目標  
平成29年度に比べて、平成34年度には、従業員一人当たり付加価値額の値を20%向上させる。
    - ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標  
財務内容の健全性の向上に関しては、平成34年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超える。
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
  - (1) 事業再編に係る事業の内容
    - ① 計画の対象となる事業  
米飯製造事業
    - ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容  
(事業の構造の変更)  
府中工場の設備の一部廃棄  
  
(事業方式の変更)  
府中工場については、加工製造ラインを新設する相模原工場に移管させ、炊飯製造ラインの連続炊飯特性を活かし機械稼働率を高め、主たる品種での炊飯加工商品の製造に特化させることで、製造体制の効率化を図る。  
新工場では、釜浸漬方式を導入することにより、多品種の炊飯製造を可能とし、年間を通じて多様なニーズに対応した多品種の炊飯商品及び炊飯加工商品の提供を行う。また、炊飯加工商品製造の機械化により、手作業工程を減らし、衛生管理を重点的に行うことにより消費期限を延長させる等の商品の高付加価値化を図る。  
さらに、生産者からの直接取引を拡大するとともに、商品に詳細な産地情報を明記することで消費者に対する「生産者情報の見える化」を促進する。
  - (2) 事業再編を行う場所の住所  
株式会社銀しゃり  
府中工場 東京都府中市日新町5丁目69番5号

相模原工場 神奈川県相模原市南区当麻宿地区土地区画整理事業内 街区5番

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項  
該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容  
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成30年10月

終了時期：平成35年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置	
規則第1条第1項の要件			
	<p>十一 保有する設備の相当程度の廃棄</p>	<p>廃棄する設備とその内容 府中工場（東京都府中市日新町5丁目69番5号）の設備の一部 帳簿価額：5.1百万円 廃棄期日：平成31年3月 廃棄比率：12.3%</p>	<p>—</p>
法第2条第5項第2号の要件			
	<p>農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化</p>	<p>・府中工場については、加工製造ラインを新設する相模原工場に移管させ、炊飯製造ラインの連続炊飯特性を活かし機械稼働率を高め、主たる品種での炊飯加工商品の製造に特化させることで、製造体制の効率化を図る。 ・新工場では、釜浸漬方式を導入することにより、多品種の炊飯製造を可能とし、年間を通じて多様なニーズに対応した多品種の炊飯商品及び炊飯加工商品の提供を行う。また、炊飯加工商品製造の機械化により、手作業工程を減らし、衛生管理を重点的に行うことにより消費期限を延長させる等の商品の高付加価値化を図る。 ・さらに、生産者からの直接取引を拡大するとともに、商品に詳細な産地情報を明記することで消費者に対する「生産者情報の見える化」を促進する。</p>	<p>法第27条、第29条第1項（支援機構による出資） 租税特別措置法第46条の2（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）</p>